

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

鳥取県境港水産事務所長 山本 健也

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

境漁港トラックスケール車番読み取りシステム設置業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の場所

境港市昭和町 9-7 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場トラックスケール

(4) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

(5) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とすること、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 医療・理化学機器類の光学機器及び医療・理化学機器類の計測機器

イ 機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県境港水産事務所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒684-0034 境港市昭和町 9-7

鳥取県境港水産事務所

電話 0859-42-3167

電子メール sakaiminatosuisan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年9月5日（金）から同月11日（木）までの間にインターネットの鳥取県境港水産事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sakaioffice/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月5日（金）から同月11日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月18日（木）午後2時開時開札

イ 場所

境港市昭和町9-7

鳥取県営境港水産物地方卸売市場2号上屋2階 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年9月11日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札者の間でくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。